

7 扶農委第 6 3 号
令和 7 年 1 0 月 2 日

愛知県行政書士会

会長 竹田 勲 様

扶桑町農業委員会

会長 織 田 正

(公 印 省 略)

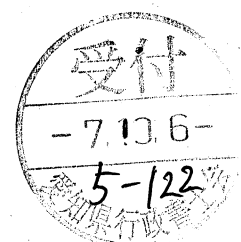
県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）対象地域の
受益地の転用等制限について（通知）

秋冷の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、扶桑町の農業振興にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度令和 7 年 8 月 2 2 日をもちまして、県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）対象地域の受益地における農地転用等の行為を別紙の通り制限することとしましたので、通知いたします。
よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

扶桑町役場 土木農政課
扶桑町農業委員会
担当：浅野、西口
電話番号（0587）92-4124



令和7年8月22日

丹羽用水土地改良区
扶桑町農業委員会事務局

県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）対象地域の
受益地の転用等制限について

平素は、本土地改良区の事業につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、丹羽用水土地改良区では、日ごろより土地改良施設の適正な維持管理に努めていますが、基幹水路として本土地改良区が管理いたします丹羽排水路は、昭和30年から43年にかけて整備された農業用排水兼用水路であり、現在は、用水機能が分離された排水路となっています。本排水路は整備されてから50年以上経過していることや、都市化の進展による降雨流出量の増大も相まって排水不良が顕在化しており、関係市町からの強い要望を受け、現在、愛知県による県営事業として改修事業を行っているところでございます。

しかしながら、この改修事業の実施要件といたしまして、事業の受益地として20ha以上の農地が対象となる必要があり、開発等の影響によりこれらの農地が失われますと、事業の継続自体に大きな支障が生ずることとなりますが、現在、受益面積の減少が進んでおり、下限面積となる20haに近づいている状況となっております。本排水路は周辺地域の湛水防止に重要な役割を果たしており、仮に本改修事業が継続されないとなりますと、湛水被害の拡大が懸念されるものでございます。

上記のことより、本改修事業の受益地となっています農地について農地転用等の申請があった場合には、申請者の方に本事業の内容や意義をご説明いただき転用を再考していただくなど、ご配慮をお願いしたいと存じます。本事業の継続のため、勝手を申し上げますが、なにとぞご理解をお願い致します。

【問い合わせ先】

〒483-8701 江南市赤童子町犬堀 90 番地

丹羽用水土地改良区事務局 （江南市役所 1 階農政課 内）

TEL 0587-54-1111（内線 344, 345） FAX 0587-56-5516

